

令和7年8月29日

建設課

## 下水道使用料の徴収漏れについて

本町において、下水道に接続されているにもかかわらず、下水道使用料が徴収されていない事案が判明しました。

ご迷惑をおかけした皆様に深くお詫び申し上げますとともに、今後はこのような事態が起こらないよう再発防止を図ってまいります。

### 記

#### 1. 概要

本町では、下水道使用料の徴収事務を佐賀東部水道企業団に委託し、水道料金に合わせて下水道使用料の徴収を行っています。今回、下水道の使用を開始していた5件の下水道使用者の使用料について、佐賀東部水道企業団の料金システムで処理漏れがあり、下水道使用料が徴収されていないことが判明しました。

#### 2. 経緯

下水道処理区域の拡大に向けて今後の計画を検討するにあたり、現在の下水道接続人口等をより正確に把握するための調査として、下水道使用料の賦課情報と佐賀東部水道企業団の料金システムのデータの突合を行ったところ、水道料金は徴収しているが、下水道使用料は徴収していないご家庭があることが判明しました。

#### 3. 原因

佐賀東部水道企業団において、下水道使用開始時に料金システムへの入力が入力が漏れていたこと、かつ、本町と佐賀東部水道企業団との連携が十分にとれていなかったことから、今回の事案が生じました。

#### 4. 徴収漏れの下水道使用料

調査で判明した件数は5件、総額983,750円(税込)です。

時効のため徴収できない金額	時効になっていない金額	総額
253,210円	730,540円	983,750円

※地方自治法第236条の規定により、5年間で徴収する権利が消滅します。

#### 5. 今後の対応

徴収漏れが判明した下水道使用者の方に個別に訪問しお詫びと説明を行い、時効になっていない過去の下水道使用料の納付をお願いしております。

#### 6. 再発防止に向けて

本町から佐賀東部水道企業団へ下水道使用開始の報告を行った後、佐賀東部水道企業団の複数職員によるダブルチェックを徹底するとともに、本町と佐賀東部水道企業団の相互で定期的に賦課情報を確認し、再発防止に努めてまいります。

問合せ先

建設課 上下水道係

Tel:0942-85-8435 Fax:0942-92-0741

Mail:gesuido-1@town.kiyama.lg.jp